

# 令和3年度東御市入札等参加資格審査申請要領

(建設コンサルタント業務等)

令和3年度において、東御市が発注する建設コンサルタント業務等の入札等参加資格を希望される方は、下記の要領により提出してください。

なお、平成31・32(令和元・2)年度の入札参加資格を持つ方については、現在登録のある業種の有効期間を延長し、令和3年度の1年間を継続して有効とすることから、今回の入札等参加資格申請は必要ありませんのでご注意ください。

## 記

- 1 受付期間 令和2年12月3日(木)から令和3年1月13日(水)まで **《必着》**  
(ただし、閉庁日を除く。)
- 2 受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)
- 3 提出先及び提出場所 東御市総務部総務課契約財産係(東御市役所本庁舎本館2階)  
〒389-0592 長野県東御市県281番地2  
電 話 0268-64-5805(直通)  
F A X 0268-63-5431
- 4 申請要件
  - (1) 地方自治法の入札参加についての欠格事項に該当しないこと。
  - (2) 営業に関し法律上必要とする資格を受けていること。
  - (3) 事業税、消費税及び東御市の市税その他東御市に納付すべき使用料、手数料等を完納していること。
  - (4) 建設コンサルタント等の業務の営業年数が、申請の日の前日まで引き続き1年以上経過していること。
  - (5) 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種については申請の日の直前1年間の営業年度において実績があること。
  - (6) 基準日は令和2年12月1日とする。
- 5 提出方法
  - (1) 東御市に本店、支店、営業所を置く方は、提出時に書類確認をするため原則持参してください。
  - (2) 上記以外の方は、持参又は郵送で提出してください。

- ※ 郵送の場合は、申請書類受領確認のための返信はがき又は長3封筒（あて先を記入し切手を貼付したもの）を同封してください。
- ※ 不備不足があった場合、原則申請書類は着払いにて返送します。
- ※ 提出の際はファイル綴じ・ひも綴じ・パンチはしないで下さい。

## 6 提出部数 1部

## 7 提出書類 別紙「入札等参加資格審査申請書 確認票 建設コンサルタント業務等」のとおり (綴る順番は、確認表の番号順)

(注1) 希望する種類に必ず○印をしてください。

(注2) 希望する種類に○印がされていない場合は、登録審査の対象となりません。

(注3) 恒常的な雇用関係の者のみを記載してください。

(注4) 技術者経歴書に記載されていない技術者を主任(監理)技術者とすることはできません。  
(原則として東御市指定様式での提出をお願いします。一部については国土交通省または長野県の様式でも構いません。なお市指定様式は、ホームページに掲載してあります。)

## 8 審査について

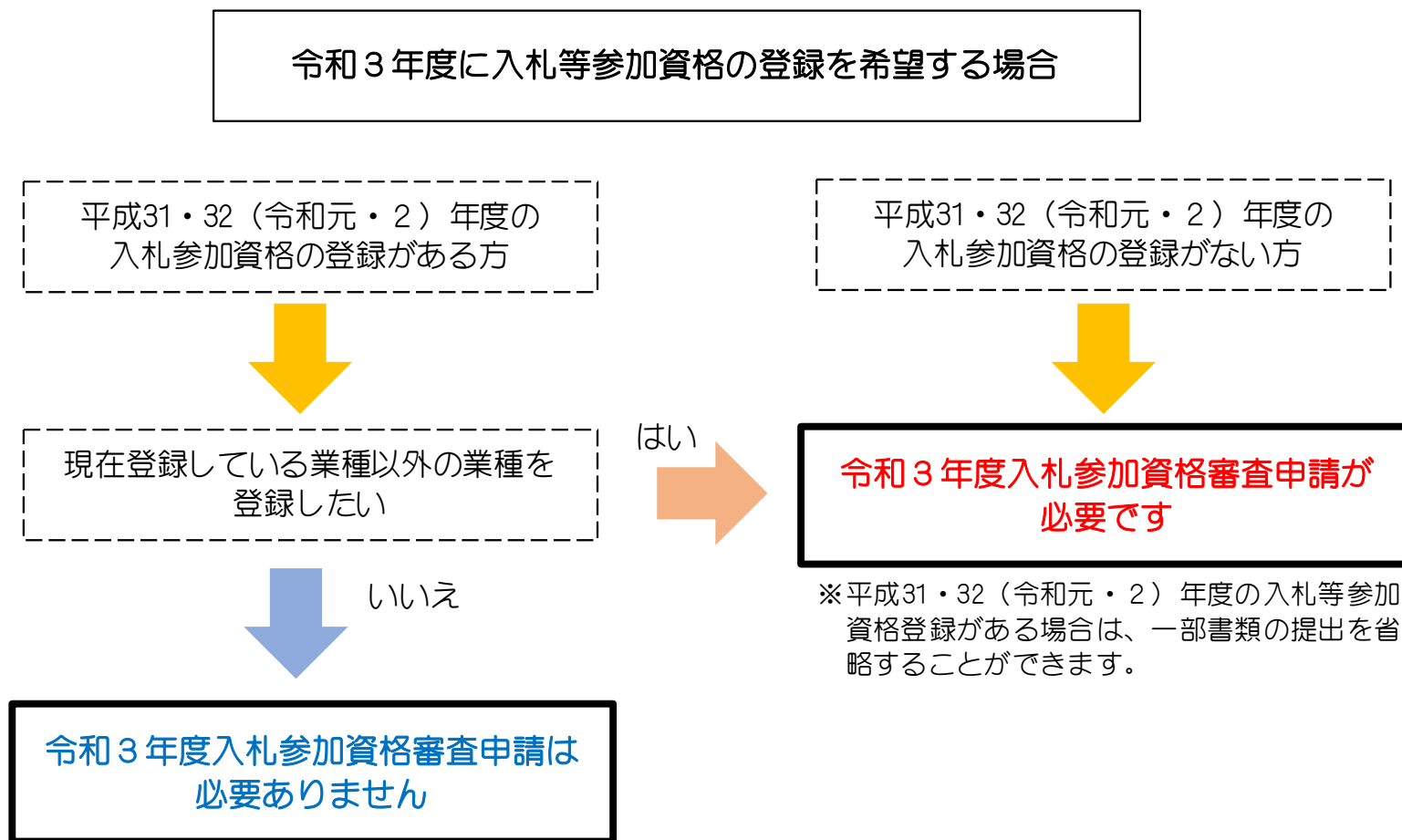
期限までに提出された書類について内容を審査し、入札参加資格を認定したものは東御市建設コンサルタント業務等入札等参加資格者名簿に登録します。

ただし、認定されなかった場合は、令和3年3月26日(金)までに文書で連絡します。

## 9 その他

- (1) 証明書等は、審査基準日から3か月以内(令和2年9月1日以降)のものを提出してください。
- (2) 登録業者を対象に東御市の市税について、随時、納付状況を調査し、滞納者に対しては入札等の停止や登録の取消しをする場合があります。また、市税以外で市に支払うべき債務に滞納がある場合や、国税や都道府県税等に滞納がある場合、又は法人組織の代表者が個人分の税金に滞納がある場合も、入札の停止等の対象となりますのでご承知ください。

<参考> 令和3年度東御市入札等参加資格審査申請の流れ



※平成31・32（令和元・2）年度の入札等参加資格登録がある場合は、一部書類の提出を省略することができます。

※令和3年度の1年間、平成31・32（令和元・2）年度の入札等参加資格が継続して登録されます。